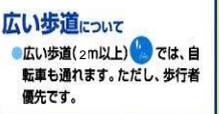


自転車の路肩走行指導強化 に向けて ～ルールを守ろう！～

①自転車編

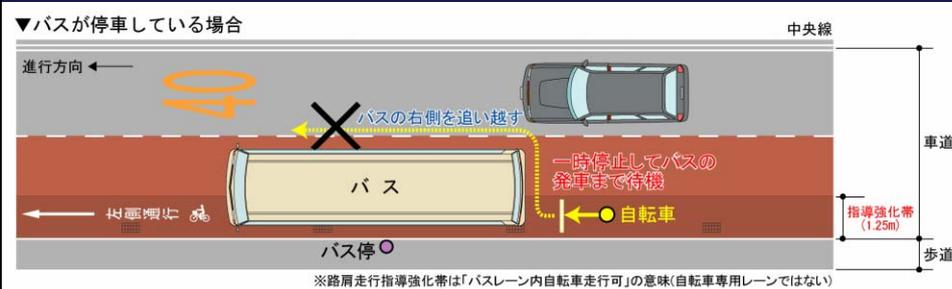
自転車のルールを守ろう

《自転車の交通ルール》

<p>自転車は車道の左側通行 罰則：2万円以下の罰金又は料料</p> 	<p>自転車は歩道を走るときは歩行者が優先 罰則：5万円以下の罰金</p> 	<p>酒酔い運転は止めましょう。 罰則：50万円以下の罰金</p> <p>フラ フラ</p> 	<p>狭い歩道について ●狭い歩道は歩行者の通るところです。自転車は車道の左側を通行しましょう。</p> 
<p>傘差し運転は止めましょう。 罰則：5万円以下の罰金</p> 	<p>携帯電話をかけながら自転車を運転するのは止めましょう。 罰則：5万円以下の罰金</p> 	<p>無灯火での運転は止めましょう。 罰則：5万円以下の罰金</p> 	<p>広い歩道について ●広い歩道(2m以上)では、自転車も通れます。ただし、歩行者優先です。</p> 

出典：金沢駅西セーフティー4マップ

【ケース1】バスが停車している場合



- ◆原則として、自転車はバスの後ろで一旦停止し、バスが発車するまで待機！
- ◆停車中のバスの右側を追い越すのは大変危険！
- ◆自転車から降りて歩道上を通過するのはOK！

【ケース2】路上駐車がある場合



- ◆原則として、自転車は駐車車両の後ろで一旦停止し、歩道上の安全確認後、自転車から降りて歩道上を迂回！
- ◆駐車車両の手前で一旦停止後、右側車線や後方の安全を十分に確認し、駐車車両の右側を追い越すこともOK！（右側車線への進入は危険！）

【ケース3】交差点を横断する場合



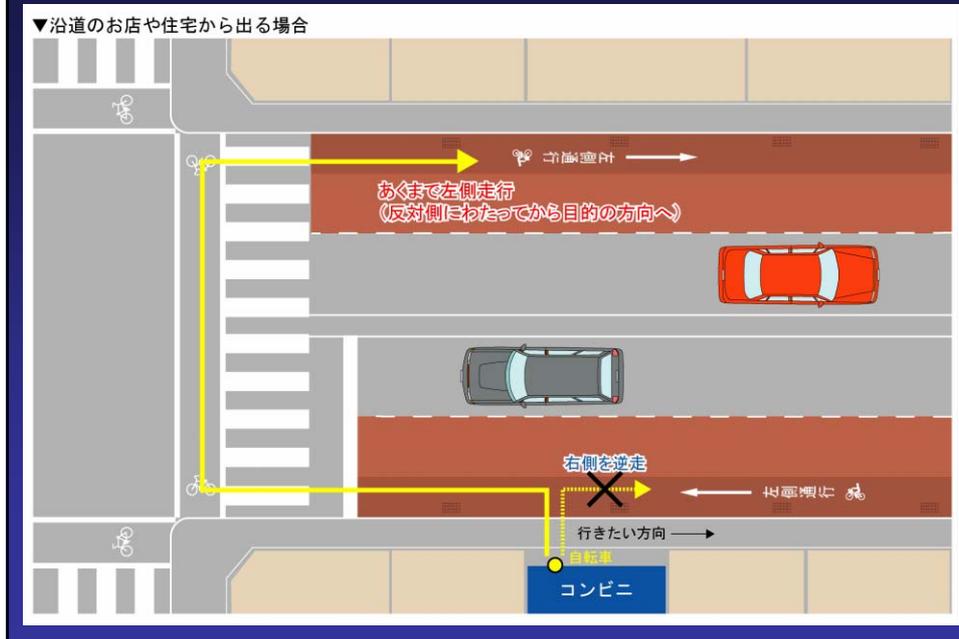
- ◆ 自転車横断帯のある交差点では「自転車横断帯」を走行
- ◆ 自転車横断帯のない交差点では「そのまま直進」
- ◆ 路地との交差点でも同様。

【ケース4】信号待ちをする場合

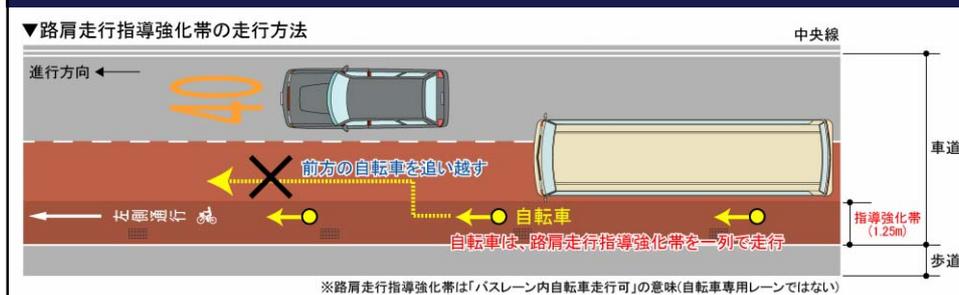


- ◆ クルマの停止線で信号待ち。路肩にスペースがない場合は、クルマの後ろで信号が変わるのを待つ。
- ◆ 自転車から降りて歩道に上がり、自転車横断帯の手前で信号が変わるのを待つのもOK。

【ケース5】沿道施設に出入りする場合



【ケース6】路肩走行指導強化帯の走行方法



◆路肩走行指導強化帯では、一列に並んで走行する(横に並んで走行してはいけません)。

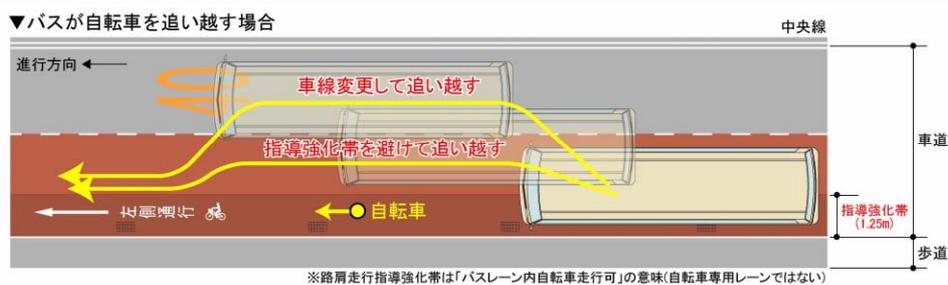
◆前方に自転車が走行している場合、原則として追い越しは禁止(後方からくるクルマとの接触事故の危険あり)。

自転車の路肩走行指導強化 に向けて

～ルールを守ろう！～

②バス編

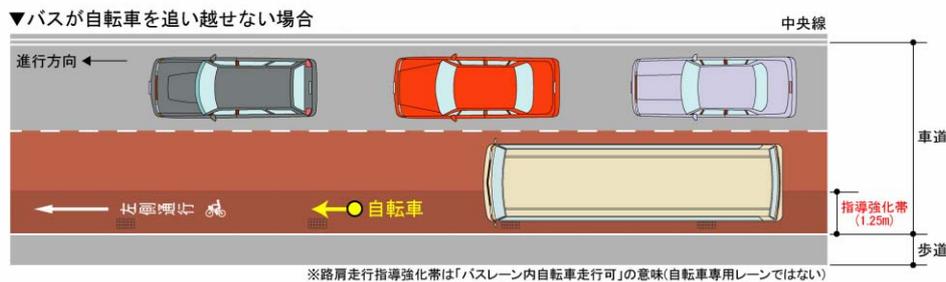
【ケース1】自転車を追い越す場合



◆バスは、バスレーン左端を自転車が走行することを念頭に置き、安全確保を最優先に考え、適切な速度と車間距離を保つ必要がある。

◆自転車を追い越す場合、右側へ車線変更するか、同一車線内で路肩走行指導強化帯に入らないよう、自転車との十分な距離を保つことに努める。

【ケース2】自転車を追い越せない場合



◆時間帯によって、右側車線にクルマが並んでいることから、自転車を追い越せない場合がある。

◆自転車を追い越せない場合は、安全性の確保を最優先とし、無理な進路変更等を行わず、一時的に自転車の後ろを走行せざるを得ない。

自転車の路肩走行指導強化 に向けて

～ルールを守ろう！～

③クルマ編

【ケース1】自転車を追い越す場合



◆左側車線を走行する場合は、バスレーン左端を自転車が走行することを念頭に置き、安全確保を最優先に考え、適切な速度と車間距離を保つ必要がある。

◆自転車を追い越す場合は、右側へ車線変更するか、同一車線内で路肩走行指導強化帯に入らないよう、自転車との十分な距離を保ちながら追い越す必要がある。

【ケース2】交差点を左折するとき



◆交差点を左折する場合は、左側に自転車が走行しているかどうかを十分確認(巻き込み防止確認)。

◆交差点手前で自転車が路肩走行している場合、無理な追い越しや並進はせず、自転車の走行速度に合わせて減速してから左折する必要がある。